

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 今別ウィンドファーム事業環境影響評価方法書)

- 1 渡り鳥の調査について、ハクチョウ・ガン・シギ・チドリ類の夜間渡りは、短期間で大規模に行われることから、適切な調査時期を設定すること。また、春季は、ヤマセが運ぶ海霧の影響が強い年には、渡りができず半島の突端に多数の鳥類が長期間溜まる現象が高頻度で見られることから、海霧の状況に十分に留意し、適切に調査を実施すること。
- 2 水質及び動物（魚類及び底生動物）の調査地点については、対象事業実施区域の広がりやを考慮した上で、当該区域周辺の支川等を必要に応じて調査地点として追加し、適切に調査すること。
- 3 対象事業実施区域及びその周辺には、地すべり地形等が多数存在している。風力発電設備の設置等により、土地の安定性に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 4 植生自然度が高く対象事業実施区域内で最も広いブナ二次林への影響を回避又は極力低減するため、対象事業実施区域全体を代表する調査範囲となるよう、斜度、斜面方位の異なる位置に調査範囲を設け、適切に予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 5 工事中及び風力発電設備稼働時における隣接する保安林への影響や保安林と対象事業実施区域を出入りする動物、生態系への影響を回避又は極力低減するため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、保安林から十分に離隔すること。
- 6 風力発電設備の設置及び道路の拡幅工事等により生じる残土について、その発生量や処分の計画、盛土量等を明らかにし、周辺環境に及ぼす影響を検討すること。
- 7 累積的な環境影響について、対象事業実施区域周辺における他事業の情報収集を行い、予測及び評価の結果を環境影響評価準備書に反映するよう努めること。